

第 74 号 議 案

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎県薬務関係手数料条例（平成12年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	大麻草の栽培の 規制に関する法 律（昭和23年法 律第124号）第5 条第1項の規定 に基づく大麻草 採取栽培者免許 の申請に対する 審査	大麻草採取栽培 者免許申請手 料		1 件	6,700円	1	大麻取締法（昭 和23年法律第124 号）第5条第1 項の規定に基づ く <u>大麻取扱者免 許の申請</u> に対す る審査	大麻取扱者免許 申請手数料		1 件	6,700円
2	大麻草の栽培の 規制に関する法	大麻草採取栽培 者登録事項変更		1 件	3,200円	2	大麻取締法第10 条第5項の規定	大麻取扱者登録 事項変更手数料		1 件	3,200円

	<u>律第6条第3項</u> の規定に基づく <u>大麻草採取栽培</u> 者の登録事項の 変更	手数料										
3	<u>大麻草の栽培の</u> 規制に関する法 <u>律第7条第3項</u> の規定に基づく <u>大麻草採取栽培</u> 者免許証の再交 付	<u>大麻草採取栽培</u> 者免許証再交付 手数料		1件	3,200円							
4～84 略												

3	<u>大麻取締法第10</u> 条第6項の規定 に基づく <u>大麻取</u> 扱者免許証の再 交付	<u>大麻取扱者免許</u> 証再交付手数料		1件	3,200円							
4～84 略												

第2条 長崎県薬務関係手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	大麻草の栽培の 規制に関する法 律（昭和23年法 律第124号）第5 条第1項の規定 に基づく <u>第一種</u> <u>大麻草採取栽培</u> 者免許の申請に	<u>第一種大麻草採</u> <u>取栽培者免許申</u> 請手数料		1件	6,700円	1	大麻草の栽培の 規制に関する法 律（昭和23年法 律第124号）第5 条第1項の規定 に基づく <u>大麻草</u> <u>採取栽培者免許</u> の申請に対する	<u>大麻草採取栽培</u> 者免許申請手 料		1件	6,700円

	対する審査										
2	大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者登録事項変更手数料		1件	3,200円	2	大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	大麻草採取栽培者登録事項変更手数料		1件	3,200円
3	大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料		1件	3,200円	3	大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料		1件	3,200円
4～84 略						4～84 略					

附 則

この条例中第1条の規定は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第1条本文の規定による施行の日から、第2条の規定は同法附則第1条ただし書第2号の規定による施行の日から施行する。

（提案理由）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。